

## 工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用について

藤沢市では、賃金等の急激な変動に対処するため、藤沢市工事請負契約書第27条第6項「インフレスライド条項」について、国及び神奈川県の利用に準じ、適用しております。

### 1. 適用対象工事

残工期が2か月以上あり、発注者の積算による基準日以降の変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が、変動前残工事代金額の100分の1を超えている工事

### 2. 請求書の提出期限

次の賃金水準の変更がなされるまで

### 3. 請負代金額の変更の考え方

請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、賃金等に係る変動額のうち、請負代金における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額を市が負担します。

#### 【スライド額の算定式】

$$S = [ P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100) ]$$

S : スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P1 に相当する額

#### 【藤沢市工事請負契約約款第27条第6項】

予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。